

# 会津大学ファカルティ・ディベロップメント実施方針

2026. 6. 17

## 第1条（目的）

本方針は、会津大学FD・SDに関する基本方針に基づき、教育の質の継続的改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）を推進するため、学長のリーダーシップのもとで取り組まれる組織的かつ体系的なFDの基本的枠組みを定めるものである。

## 第2条（位置付け及び対象）

本学は、FDを学長が主導する教学マネジメントを支える基盤として位置付け、教員が自ら教育内容・教育方法・学修評価の改善等を通じて教育の質の向上を図る活動を実施する。対象は本学における教育に関与するすべての教員とし、必要に応じてその補助者等を含むものとする。

## 第3条（実施体制及び報告）

- 1 学長は、「会津大学ファカルティ・ディベロップメント推進委員会規程」に基づき設置されるFD推進委員会を中心として、企画運営委員会その他の学内関係組織と連携の上、FDに関する全学的な計画立案・実施・評価・改善を担う体制を整備する。
- 2 FD推進委員会は、企画運営委員会が定める全学的な教育改善の方向性に基づき、本学の教育の特性に応じたFD活動について具体的な計画を立案し、これを実施するとともに、その成果を自己点検・評価し、その結果を学長に報告するものとする。

## 第4条（実施方法）

- 1 FD活動の企画・実施に当たっては、学修者本位の教育理念を全教員が共有するとともに、IRデータ並びに授業評価・学修成果・履修動向等の分析結果を活用し、エビデンスに基づく教育改善を推進するものとする。
- 2 FD活動の取組内容及び成果は、適宜、学内外に公表する。